

令和 7 年から適用

## ～上越市内農地(水田)の参考賃借料～

令和 7 年 1 月  
上越市農業委員会

| 地 域      | 参考賃借料（10a 当たり） |
|----------|----------------|
| 市内平坦地域全域 | 10,000円        |

※ 中山間地域については、参考賃借料を設定しておりませんので、生産条件等を考慮のうえ、話し合いにより決定してください。

※ 設定した条件のもとで算定した額であり、実際はそれぞれ条件が異なることから、土地の形状、収量、土地改良区経費など個々の実情を勘案し、出し手と受け手で十分に話し合い、決めてください。

### 設 定 し た 条 件 等

- 市内平坦地域の水田 10ha の経営規模で主食用米を生産するケースを想定し、粗収入から生産費用等を差し引いた金額をベースに、今後の米価や生産資機材価格の動向等を踏まえて設定したものです。
- なお、米の収量及び土地改良区賦課金は、以下の数値（平均値）を用いて算出していますので、それぞれの条件に当てはめる際の参考としてください。

| 参考数値（10a 当り）<br>*数値は区域の平均値です | 米の収量  | 土地改良区賦課金※ |
|------------------------------|-------|-----------|
|                              | 545kg | 5,766 円   |

※賦課金は原則、耕作者（受け手）負担と土地改良法で定められていることから、水利費（経常賦課金、揚水機場賦課金）は生産費用に含めて算出しています。  
なお、この賦課金には、ほ場整備等の償還金は含みません。

### 【留意事項】

市内における契約実績をまとめた「賃借料情報」を毎年作成し、市のホームページで公表していますので、あわせて参考としてください。

出し手、受け手で十分な話し合いをお願いします